

## ☆ 知って得する情報(第 35 回)

### ： 相続時精算課税制度ってどんな仕組み？ ・ ・

#### ・ ポイント

相続時精算課税制度とは、生前の贈与を促進するため贈与時には贈与税を課税しないで亡くなった時に相続税として課税する制度です。ただし、贈与した金額が 2,500 万円を超えると超える金額は贈与時に課税されます。一度、この制度を採用するとその後の年度の贈与でもこの制度の対象になり、贈与税の基礎控除 110 万円が亡くなります。

#### ： 相続時精算課税制度の仕組み

- ① 60 歳以上（贈与の年 1 月 1 日現在）の親及び祖父母から 20 歳以上（贈与の年 1 月 1 日現在）の子（代襲相続人を含む）及び孫が財産の贈与を受けるときに選択できる。（基礎控除 110 万円の通常贈与と選択適用）
- ② 財産の贈与を受けた子・孫ごとに、また、父・母・祖父・祖母ごとに選択できる。
- ③ 選択する場合は、最初の贈与の際の贈与税申告書に相続時精算課税制度を選択する旨の届出書を添付する。
- ④ 選択した年以後、相続時まで継続して適用される。
- ⑤ 贈与財産の種類、金額、贈与回数に制限はない。
- ⑥ 複数年にわたる父・母・祖父・祖母からの贈与財産の合計額が贈与者 1 人につき 2,500 万円までは贈与税はかからない。
- ⑦ 贈与財産の合計額が 2,500 万円を超えると、上回る金額に対し一律 20% の贈与税がかかる。
- ⑧ 相続時に相続財産に贈与財産を加算して相続税額を計算し、既に納めた贈与税があれば相続税からその贈与税を控除する。（控除しきれない額は還付）
- ⑨ 相続財産に加算する贈与財産の価額は贈与時の時価（相続税評価額）による。

#### ： 精算課税の特例の内容と適用時期

・ 非課税枠	2,500 万円
・ 税率	2,500 万円を超える金額につき 20%（贈与時）
・ 贈与者	60 歳以上の親及び祖父母（注）
・ 受贈者	20 以上の子及び孫
・ 受贈者の所得	制限なし
・ 贈与する財産	制限なし
・ 適用時期	平成 15 年 1 月 1 日以後（恒久措置）

（注）住宅資金（敷地の先行取得を含む）について相続時精算課税制度を受ける場合平成 31 年 6 月 30 日までは贈与者（親及び祖父母）の年齢制限がありません。